

# 2026 年度 須坂市一般廃棄物処理実施計画

## 【本計画について】

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により定めた、須坂市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、定めたものである。

## 【処理計画期間】

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

## 【処理計画区域】

須坂市の全域

## 【計画の内容】

### 1 発生量の見込み

項 目		発生見込み量
家庭 ごみ	可燃ごみ	6,200t
	不燃ごみ	330t
	古紙	590t
	缶	50t
	びん	220t
	ペットボトル	50t
	プラスチック製容器包装	360t
	廃食用油	7 t
	その他資源物	470t
事業 系 ごみ	可燃ごみ	4,500t
	不燃ごみ	30t
集団資源回収量		520t
し尿		4,100kℓ
浄化槽汚泥		640kℓ
生活雑排水（脱水前）		200 t
雑排水汚泥（堆肥化处理）		5 t

## 2 収集・運搬計画

### (1) 家庭系ごみ

#### ① 定期収集ごみ

家庭系ごみは、各自治会が設置し、維持管理するごみ集積所に排出されたものを市が委託する事業者が下表の回数により収集を行う。

家庭系ごみの分別区分及び排出方法は下表の通り定める。詳細な収集日は地区ごとに作成する「ごみ・資源物の分け方・出し方」（ごみカレンダー）による。

収集地域	区分	収集回数	排出方法	
全域	可燃ごみ	週 2 回	市が指定する袋に入れて排出する。 (※ 1) 袋に入らない一辺が 50cm 以下のごみについては、30 円分の証紙シールを貼付の上排出する。	
	不燃ごみ	4 週に 1 回		
	資源物	プラスチック製容器包装	週 1 回	市が指定する袋に入れて排出する。
		古紙類	4 週に 1 回	①新聞②段ボール③牛乳パック④雑誌・雑紙の 4 種類に分け、紙ひもで縛り排出する。
		缶	4 週に 1 回 (※ 2)	ごみ集積所のコンテナへ排出する。
		ペットボトル	4 週に 1 回	ごみ集積所の収集ネットへ排出する。
		びん類	4 週に 1 回	①無色透明のびん②茶色のびん③その他の色のびんの 3 種類に分けて、ごみ集積所のコンテナへ排出する。
		廃食用油	4 週に 1 回	1～2 リットルのペットボトルに入れ、ごみ集積所のコンテナへ排出する。
		乾電池等	4 週に 1 回	透明な袋に入れて排出する。証紙シールの貼付は不要。
	粗大ごみ	年 1 回	1 点につき 50 円の証紙シールを貼り付けて、自治会ごとに定められた日時、場所に排出する。	

※ 1・・・旧指定袋（証紙の刷り込みがない、2010 年 7 月以前に製造された袋）を使用する際は袋の大きさに応じた額の証紙シールを貼付する。

※ 2・・・峰の原地区は月 2 回収集する。

## ②資源物拠点回収の実施

ごみ減量のため、また定期収集以外の資源物の排出機会を確保するため、次の場所で拠点回収を実施する。

### ア 須坂市役所前資源物拠点回収

年3回市役所前で資源物回収を実施する。実施日は別に定める。回収品目は次のとおり

- ・古布類（防寒着など冬物衣料、背広等除く）
- ・陶磁器の食器
- ・硬質プラスチック製品
- ・小型家電
- ・特定家庭用機器廃棄物(テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機))(有料)
- ・タイヤ(有料)
- ・ダウン5割以上の羽毛ふとん及びダウンジャケット（年1回）

### イ 日野地域公民館

祝祭日を除く火・木曜日の9時～11時に資源物回収を実施する。実施は須高広域シルバー人材センターに委託する。回収品目は次のとおり。

- ・古紙
- ・缶
- ・ペットボトル
- ・びん類
- ・陶磁器の食器
- ・蛍光管

### ウ エコサポートすぎか（旧上高井郡役所内）

実施主体は須坂市女性団体連絡協議会。原則第1・3週土・日曜日の9時30分から11時30分まで実施する。回収品目は次のとおり。

- ・古紙
- ・缶
- ・ペットボトル
- ・びん類
- ・陶磁器の食器
- ・蛍光管
- ・乾電池
- ・廃食用油

## ③一時多量ごみ

一時多量ごみについては、次のいずれかにより処理をする。

ア 排出者が自ら可燃ごみ、不燃ごみに分別して、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターへ、不燃ごみは須坂市清掃センターへ搬入する。

イ 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬事業者へ運搬を依頼する。

ウ 古紙、缶、ペットボトル、びん等の資源物は、排出者が自ら日野地域公民館、エコサポートすぎかへ搬入する。

## ④粗大ごみ

粗大ごみについては、次のいずれかにより処理をする。

ア 排出者が自ら、自治会ごとに別に定める日程及び場所で実施する粗大ごみの収集日に、粗大ごみ1点につき、1枚50円の証紙シールを貼付の上排出する。

イ 排出者が自ら可燃性粗大ごみについてはながの環境エネルギーセンターへ、不燃性粗大ごみについては須坂市清掃センターへ搬入する。

#### ⑤特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物については、次のいずれかにより処理をする。

- ア 排出者が自ら廃棄したい商品を購入した販売店または買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。
- イ 排出者が自ら郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引取場所に搬入する。
- ウ 市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬事業者に収集運搬を依頼する。
- エ 市役所前資源物拠点回収の有料回収を利用する。
- オ ブラウン管テレビを除く特定家庭用機器廃棄物については、(株)ミノル産業へ排出者が自ら持ち込むか運搬を依頼し、別途処理料金を支払うことにより地域方式で処理する。

#### ⑥し尿、浄化槽汚泥、雑排水（生活排水）汚泥

し尿、浄化槽汚泥のくみ取り、生活雑排水の収集運搬は、許可事業者とする。

し尿、浄化槽汚泥の収集は、許可事業者に登録している世帯を計画的に収集する制度を周知し、許可事業者で収集時期を調整して実施する。

生活雑排水は、畑等で自家処理を図るか、許可事業者による収集運搬を定期的に行う。

#### (2) 事業系ごみ

次のいずれかにより処理する。

- ①事業者は再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図る。
- ②事業者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬事業者に収集運搬を委託する。
- ③廃棄物が一定の排出量(指定袋大で年間 140 枚)以下の小規模事業者は、自治会で設置、維持管理するごみ集積所を自治会の承認を受けて利用する。利用については、自治会の利用条件を厳守する。
- ④須坂市学校給食センターで発生する調理くず及び市内の各小中学校で発生する食べ残しの生ごみについては、高山村の施設にて堆肥化処理し、循環型社会の形成を図る。

#### (3) その他のごみ

地域住民の奉仕活動等による清掃ごみ等の処理方法は、以下のとおりとする。

- ①実施者が自ら指定袋もしくは環境美化袋を使用してごみ集積所に排出する。
- ②実施者が自ら可燃ごみ・不燃ごみに分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンター、不燃ごみは須坂市清掃センターへ搬入する。
- ③自治会長等からの依頼により、市で直接収集する。
- ④公園、調整池、歩道沿、各自治会の公会堂などから多量に発生する草、葉、せん定枝については、市で直接収集し、市が委託する長野市の民間事業者へ搬入し、堆肥化処理する。

#### (4) 可燃残渣・不燃残渣（須坂市清掃センター排出物）

須坂市清掃センターで不燃ごみ破碎後に発生する可燃性残渣、不燃性残渣についてはながの環境エネルギーセンターにて焼却処理する。

(5) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可

一般廃棄物収集運搬業の新規許可については、現行の許可事業者で適正な処理が確保されており、今後許可事業者を増やすことは事業者間で不適正な廃棄物の処理を招くおそれがあるため、一般廃棄物収集運搬業の新規許可申請は、別に定める「須坂市一般廃棄物収集運搬業許可方針」に該当しない限り、受け付けない。

3 中間処理計画

(1) 可燃ごみ

ながの環境エネルギーセンターにて焼却処理する。

【ながの環境エネルギーセンター概要】

設置者：長野広域連合

施設の所在地：長野市松岡二丁目 27 番 1 号

型式：全連続燃焼ストーカ式焼却炉

処理能力：405 トン／日（135 トン／3 炉）

(2) 不燃ごみ

須坂市清掃センターにて小型家電、鉄・アルミ、コード類を分別後、粗大ごみ処理施設で破碎処理する。小型家電は松本市の民間事業者にて資源化处理する。破碎後は鉄、アルミ、可燃性残渣、不燃性残渣に選別し、鉄・アルミは市内事業者にて資源化处理する。可燃性残渣及び不燃性残渣についてはながの環境エネルギーセンターで焼却処理する。

【須坂市清掃センター概要】

施設の所在地：須坂市大字米子 1218 番地 4

型式：横回転衝撃式

処理能力：28 トン／5 時間

(3) プラスチック製容器包装、びん類、ペットボトル

プラスチック製容器包装は、須坂市ストックヤードにて選別・圧縮・梱包処理した後、(公財) 日本容器包装リサイクル協会が指定する法人で再資源化处理する。

びん類は、同所にて選別・保管後、(公財) 日本容器包装リサイクル協会が指定する法人で資源化处理する。

ペットボトルは、須坂市ストックヤードにて選別・圧縮・梱包処理した後、ペットボトル水平リサイクルを行う事業者で再資源化处理する。

【須坂市ストックヤード概要】

施設の所在地：須坂市大字小山 2124 番地 2

ア プラスチック製容器包装圧縮梱包設備

設備：油圧式、ラッピング+PP バンド梱包

処理能力：300kg/h

イ びん保管施設

保管面積：75 m<sup>2</sup>

保管容積：93.75 m<sup>3</sup>

ウ ペットボトル圧縮梱包設備

設 備：油圧式、PP バンド梱包

処理能力：310kg/h

(4) せん定枝、草、葉

①家庭から排出されるせん定枝は排出者が自ら、市が委託する処理事業者に搬入し、資源化処理する。ごみ集積所に排出されたせん定枝はながの環境エネルギーセンターにて焼却処理する。

②地域住民の奉仕活動等により発生する多量のせん定枝、草、葉は、市が委託する長野市の民間事業者にて、堆肥化処理する。

③河川や道路の維持管理等により排出される草や葉及び、(公財)須高広域シルバー人材センターが家庭から庭等の手入れ等を依頼されて排出される草や葉は、市が指定する長野市の民間事業者にて堆肥化処理する。

(5) 木くず

市が許可する一般廃棄物処分事業者にて資源化処理する。

(6) 魚腸骨

市内スーパーより発生した魚腸骨については、長野市の民間事業者において積替保管し、富山県滑川市の民間事業者に売却、飼料化する。

(7) 生ごみ

市内の各小中学校で発生する食べ残し及び須坂市学校給食センターにて発生する調理くずについては、高山村の高山村地力増進施設にて堆肥化処理する。

(8) 廃食用油

須坂市ストックヤードにて一時保管後、上田市の民間事業者に売却する。

(9) 陶磁器の食器

市役所前資源物拠点回収で回収した陶磁器の食器は、岐阜県土岐市の民間事業者にて資源化処理する。

(10) 硬質プラスチック製品

市役所前資源物拠点回収で回収した硬質プラスチック製品は、中野市の民間事業者にて資源化処理する。

(11) 小型家電

市役所前資源物拠点回収の際に回収した小型家電及び、須坂市清掃センターにて不燃ごみの中から手選別された小型家電は、松本市の民間事業者にて資源化処理する。

(12) タイヤ

タイヤを扱う販売店、ガソリンスタンド、自動車修理事業者等に引取を依頼する。

市役所前資源物拠点回収で回収したタイヤは市が委託する民間事業者にて資源化処理する。

(13) 一般家庭の使用済みパソコン

- ①市役所前資源物拠点回収にて小型家電として回収し、松本市の民間事業者にて資源化处理する。
- ②製造メーカーで資源化处理する。製造メーカーがすでに倒産等により存在しない場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会を通じて資源化处理する。
- ③民間事業者の宅配便による回収を利用し、資源化处理する。

(14) 特定家庭用機器廃棄物

製造メーカーを通じて資源化处理する。

(15) 蛍光管

諏訪市の民間事業者で選別を行い、埼玉県寄居町の民間事業者にて資源化处理する。

(16) 乾電池

小諸市の民間事業者にて資源化处理する。

(17) 消火器

(株)消火器リサイクル推進センターを通じて資源化处理する。

(18) し尿、浄化槽汚泥

須高衛生センターにて、紙等の残渣を除去後、希釈し、下水道投入する。その後は千曲川流域下水道下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）にて終末処理する。

(19) 生活雑排水

長野市の民間事業者にて脱水処理する。

(20) 発泡スチロール

須坂市ストックヤードで選別後、長野市の民間事業者で資源化处理する。

(21) 小型充電式電池

一般社団法人 JBRC を通じて資源化处理する。

#### 4 最終処分計画

資源化处理後の乾電池は、奈良県御所市の民間最終処分場にて埋立て処分する。

脱水処理後の生活雑排水汚泥は、佐久市の民間堆肥化施設にて堆肥化处理する。

#### 5 市民及び土地又は建物の占有者等の責務

- (1) 容易に処理することのできる一般廃棄物は、自ら処理・資源化するよう努めなければならない。
- (2) 前号により処理、資源化することのできない一般廃棄物は、処理計画に従い、分別する、所定の場所に搬出するなど、市長の指示する方法に協力しなければならない。
- (3) 犬、ねこ等の死体は、飼主又は土地・建物の占有者が自ら処理を行うか、他の一般廃棄物と区分し、市長の指示した場所に自ら運搬しなければならない。

## 6 不法投棄対策の強化

### (1) パトロール等の強化

行政によるパトロールを実施するとともに、市民ボランティアによるパトロールを継続し、ポイ捨てごみの通報、監視体制を整備し、不法投棄されにくい環境づくりに努める。

### (2) 監視カメラ、不法投棄防止看板の設置

林道などの人通りが少なく不法投棄されやすい場所に監視カメラ、不法投棄防止看板を設置し、不法投棄を未然防止する。

### (3) 市役所前資源物拠点回収でタイヤと特定家庭用機器廃棄物を回収

不法投棄されやすいタイヤと特定家庭用機器廃棄物については市役所前資源物拠点回収で有料にて回収する。

## 7 市外からの一般廃棄物受入れ

須坂市外からの一般廃棄物受入れについては次によることとし、市町村委託の場合は協議終了後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの通知を受ける。

### (1) 市町村委託による須坂市清掃センターへの搬入

排出元自治体と十分協議し、地元自治会の了解が得られた場合のみ実施する。

### (2) 市町村委託による家庭系ごみの市内一般廃棄物許可施設（許可事業者）への搬入

排出元自治体と十分協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし、問題が生じる恐れがない場合のみ実施する。

## 8 外部搬出

須坂市内で資源化処理できない蛍光灯、乾電池、陶磁器の食器、硬質プラスチック製品、小型家電、廃食用油、須坂市学校給食センターの生ごみ、せん定枝、プラスチック製容器包装・草・葉・浄化槽汚泥の一部などの一般廃棄物については、処理施設のある市町村との協議を行う。

協議が整い次第、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イに基づき通知を行い、廃棄物発生後処理を行う。